

## 施術所の新規開設に係る注意事項

### 1 構造設備（あはき法施行規則25条、柔復法施行規則18条）

- (1) 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。
  - ・待合室と施術室の仕切りについて、動かすことが容易な仕切りは不可。
  - ・仕切りがパーティションの場合は高さ180cm程度が望ましいが、動かないように固定すること。
  - ・出入口はドアが理想的だが、構造上やむを得ない場合は、それに代わるアコーディオンカーテンでもよい。
- (2) 3.3㎡以上の待合室を有すること。
- (3) 施術室は室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。但しこれに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。（換気機能のあるエアコンも可。施術室に換気扇がなく待合室にある場合、原則として施術室に換気扇を設置すること。）
- (4) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。（はりは消毒、もしくはディスポーザブルのはりを使用する等）

### 2 衛生上の措置（あはき法施行規則26条、柔復法施行規則19条）

- (1) 常に清潔を保つこと。
- (2) 採光、照明及び換気を充分にすること。

### 3 消毒設備（あはき法第6条など）

- (1) 消毒液（手指用）や消毒用アルコール（局部用）、オートクレーブなどの消毒設備が必要。（ディスポーザブルのはりのみを使用する場合はオートクレーブは不要）
- (2) はりの場合、はりを施そうとする際に、はり、手指及び施術の局部を消毒すること。

### 4 広告の制限

- (1) あはきにおいて、以下のこと以外を広告してはならない。（あはき法7条1項、平成11年厚生省告示69号）
  - ① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
  - ② 第1条に規定する業務の種類
  - ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項  
(内容は施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。)
  - ④ 施術日又は施術時間
  - ⑤ その他厚生労働大臣が指定する事項
    - ・ もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼（はり）

- ・ 法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（県知事に開設の届出をした旨）
- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- ・ 予約に基づく施術の実施
- ・ 休日又は夜間における施術の実施
- ・ 出張による施術の実施
- ・ 駐車設備に関する事項

(2) 柔道整復において、以下のこと以外を広告してはならない。（柔復法24条、平成11年厚生省告示70条）

- ① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日又は施術時間
- ④ その他厚生労働大臣が指定する事項
  - ・ ほねつぎ（又は接骨）
  - ・ 法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（県知事に開設の届出をした旨）
  - ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
  - ・ 予約に基づく施術の実施
  - ・ 休日又は夜間における施術の実施
  - ・ 出張による施術の実施
  - ・ 駐車設備に関する事項

## 5 届出（あはき法施行規則22条、柔復法施行規則17条）

- (1) あはき法1条、柔復法第2条に規定する業務（※）を行う施術所を開設した場合、開設後10日以内に届け出ること。（民間資格者の施術はないか確認）
- (2) 開設届出事項に変更が生じたとき、変更届を届け出ること。

※ 届出以外の業務を施術所で行うことはできません。

問い合わせ先  
 静岡県東部保健所 地域医療課  
 〒410-8543 沼津市高島本町1-3  
 電話 055-920-2076 FAX 055-920-2194